令和6年度 市民税・県民税申告のお知らせ

(兼国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)

※市民税・県民税、以下市県民税と表記します。

今年度の申告受付日程について

2月の申告受付日程について、以下のとおり各地区に割当てていますので該当地区の受付日程で申告していただきますようご協力をお願いいたします。なお、3月の申告期間については、各地区への割当ては行っておりません。

■2月の申告受付日程

【給与・年金等特別受付の対象者】

□収入が「給与」、「年金」や「給与と年金」のみで、所得控除(扶養・医療費控除等)を追加される方 □障害・遺族年金等非課税所得のみの方や令和5年中に収入が無かった方(市内在住者の被扶養者は除く) ※事業所得(農業・海業・営業・不動産等)がある方は特別受付の対象外です。

※事業別侍(辰耒・洪耒・呂耒・小助庄寺/かめる)」は特別文刊の対象がです。							
給与	1 1/2 1H CT 4H HC I	※特別受付期間中(2月8日~14日)は給与·年金等			8日(木)	9日(金)	
-		特別受付対象者以外の方の受付はできませんので、		佐伯•大入島	渡町台•西上浦		
年金等特別受付	申告会場	<u>ご了承ください。</u>			八幡•弥生	青山・宇目・鶴見	
	【受付時間】 9時~16時 ※土日除く	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	
		振替休日	鶴岡・下堅田	佐伯東・上堅田・木立	佐伯•大入島	渡町台・西上浦	
付	<i></i>	(閉庁日)	直川・米水津	上浦・本匠・蒲江	八幡・弥生	青山・宇目・鶴見	
通常の申告	佐伯市役所 1階特設 申告会場	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	
		鶴岡•下堅田	佐伯東・上堅田・木立	佐伯•大入島	渡町台•西上浦	祝日	
		直川・米水津	上浦・本匠・蒲江	八幡•弥生	青山・宇目・鶴見	(閉庁日)	
	【受付時間】 9時~16時 ※土日祝日 除く	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)		
		鶴岡•下堅田	佐伯東・上堅田・木立		△ th∇		
		直川・米水津	上浦・本匠・蒲江	全地区	全地区		
1							

※2月15日(木)から通常の申告受付となります。

※2月28日(水)と2月29日(木)は地区の割当てがありません。

■3月の申告受付日程

	会場	受付期間	受付時間	
通常の申告	佐伯市役所	令和6年3月1日(金)~3月14日(木) ※土日一部除く	9時~16時	
	1 階特設申告会場	3月3日(日)は休日申告受付を行います	9時~15時	
	各振興局	令和6年3月1日(金)~3月14日(木) ※土日除く	9時~15時	
	佐伯市役所 1 階特設申告会場 • 各振興局	令和6年3月15日(金) ※ 市県民税申告、確定申告(還付のみ) 受付を行います	9時〜16時 (振興局は15時まで)	

未申告のままでいると・・・

- 口未申告のままだと、次のことに影響する場合があります。
 - 1. 国民健康保険税や介護保険料等の軽減措置が受けられない。
 - 2. 児童手当や助成金、支援給付金の行政サービスが受けられない。
 - ※非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険等)のみの方も、申告をしないと未申告となります。

郵送での申告にご協力ください

- 口昨年度、非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険等)のみで申告を行った方には、1月中に申告書を郵送する予定です。申告書が届いた方は、郵送での申告にご協力ください。
- 口新たに郵送での申告を希望される方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

☆「**申告書**」の 様式はこちら



URI



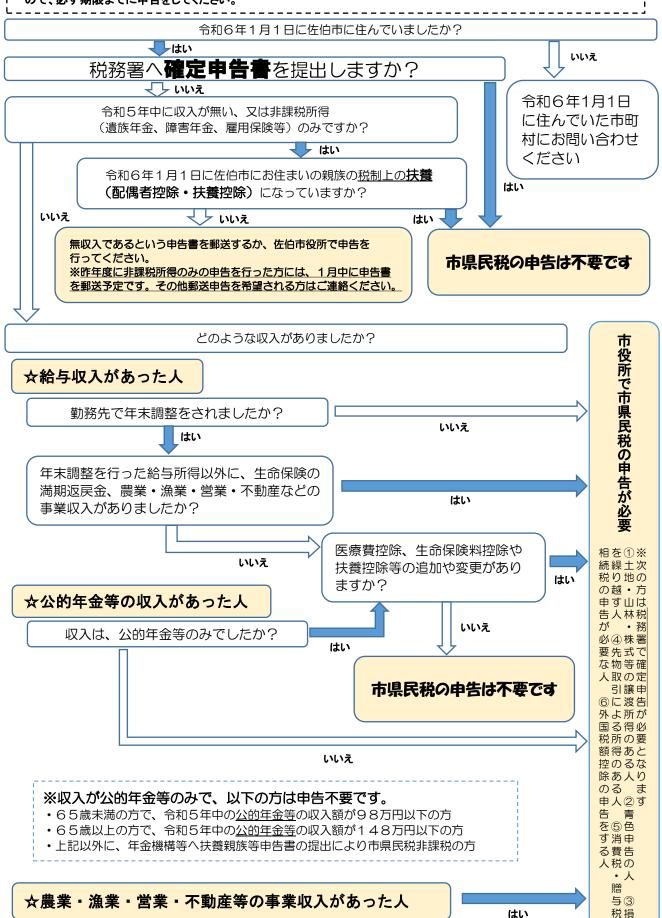


申告が必要かどうかフローチャートでチェック!!

フローチャートは一般的なケースです。ご不明な点がある場合は税務課市民税係へお問い合わせください。

≪注意≫

申告の必要がある方が申告をしないでそのままにしておくと、各種証明書の発行ができません。また、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の算定や、医療・福祉・保育等の各種判定において軽減されないことがありますので、必ず期限までに申告をしてください。



佐伯税務署からのお知らせ

〇令和5年分所得税等の確定申告

種類	申告期間		
所得税及び復興特別所得税	令和6年2月16日(金) ~ 3月15日(金)		
贈与税	令和6年2月 1日(木) ~ 3月15日(金)		
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和6年2月16日(金) ~ 4月 1日(月)		

【申告相談会場】 佐伯税務署 佐伯市中村西町3番15号

【TEL】 0972-22-0910(※自動音声案内)

【相談受付時間】 9:00 ~ 16:00(土日、祝日を除く) ※駐車場が狭いため、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

〇令和5年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日

種類	納付期限	振替納税の振替日	
所得税及び復興特別所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)	
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和6年4月 1日(月)	令和6年4月30日(火)	

次の人は、所得税等の確定申告が必要です

- ●土地・山林・株式等の譲渡所得のある人
- ●先物取引による所得のある人
- ●贈与税の申告が必要な人
- ●消費税の申告が必要な人
- ●消費税の届出書の提出が必要な人(事業収入が1,000万円超)

〇申告相談会場への来場を検討されている方へ

税務署では、感染症の感染拡大防止の観点から、以下のお願いをしております。感染拡大防止策への御理解と御協力をお願いします。

等

- ◇咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、来場を御遠慮いただいております。
- ◇御来場の際は、手洗い、手指消毒をお願いします。
- ◇申告相談会場では、混雑を回避するため、入場制限を行う場合があります。多くの方がお越しになる申告相談会場ではなく、ぜひ、御自宅からe-Taxを御利用ください。
- ◇令和5年分確定申告についても、前年に引き続き、入場整理券方式を継続します。入場整理券方式については、税務署での受付の際に発行する入場整理券(先着順)とLINEによるオンライン事前発行システムがあります。オンライン事前発行システムについては、予約の際に日時を指定することで、署内の混雑を回避できますので、ぜひ御利用ください。

O自宅からスマホで申告

スマートフォン(以下「スマホ」という。)で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。 給与所得者や年金収入等の雑所得がある方で、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除を申告される方等が御 利用いただけますので、大変便利です。

また、スマホ専用画面では、スマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影いただくと、金額や支払者情報等が自動入力されるなど、簡単にe-Taxで申告することができます。

スマホからe-Taxで申告するためには、「マイナンバーカード」を使用した「マイナンバー方式」と、事前に税務署で本人確認を行った後に発行される「ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)」を使用した「ID・パスワード 方式」があります。詳しくは、国税庁ホームページを御覧いただくか、税務署にお尋ねください。

国税庁ホームページ「確定申告書等 作成コーナー」へのアクセスはこちら





令和6年度から適用される主な税制改正について

■上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る課税方式について、これまでは所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度(令和5年分)からは、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

そのため、所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得の確定申告をすると、これらの所得は市民税・県民税でも所得に算入されるため、配偶者控除や扶養控除の適用、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定に影響が出る場合があります。

■国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外に居住する30歳以上70歳未満の親族については、以下のいずれかに該当する場合を除いて、扶養控除と非課税限度額の適用対象から除かれます。

- 1. 留学により非居住者になった方
- 2. 障がい者
- 3. 扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費や教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方
- (注1)上記1又は3に該当する方について、扶養親族の適用を受けようとする場合には、給与・公的年金 等の源泉徴収、給与の年末調整又は確定申告の際に親族関係書類や送金関係書類を提出又は提示す る必要があります。

■森林環境税の導入

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、年額1,000円が課税されます(※注2)。徴収については、市民税・県民税(均等割)の徴収と併せて行われます。

なお、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県や市町村に譲与されます。

森林環境税とは、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地 方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、創 設されたものです。

- (注1) 森林環境税が非課税となる基準は、市民税・県民税の均等割額が非課税となる基準と同じです。
- (注2) 市民税・県民税の均等割について、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度まで年額1,000円が加算されていた臨時的措置が終了し、新たに森林環境税が導入されます。そのため、森林環境税の導入によってただちに年税額が増加されるものではありません。
- (注3) 令和6年度から導入される森林環境税は国税であり、現在、大分県が独自に行っている森林環境 税とは異なるものです。

☆「税制改正」 についてはこちら



URL:

https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0038740/index.html

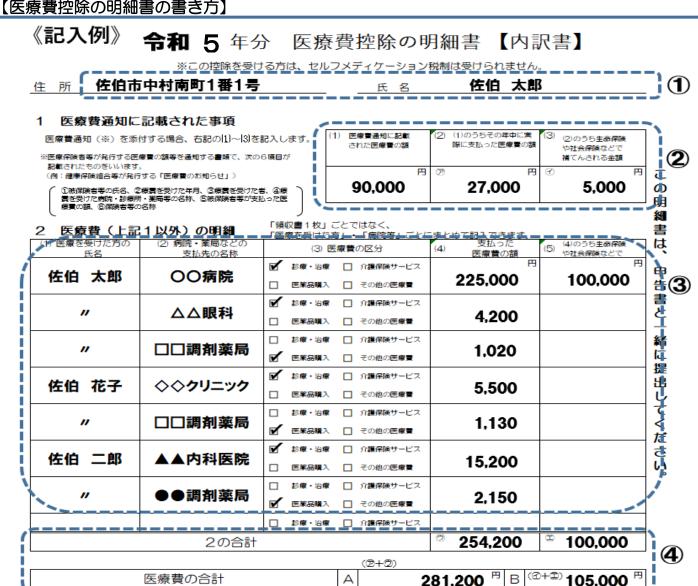


医療費控除を申告される方へ

医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」に必要事項を記入してご持参ください。また、 健康保険組合等から届く「医療費通知書(医療費のお知らせ)」を添付することで、「医療費控除の明細 書」の記入を簡略化することができます。

- □「医療費控除の明細書」を事前に作成されていない場合、受付できないことがあります。職員が代行 で作成しませんので、作成スペースにて<u>ご自身で作成していただきます</u>。
- □ 医療費の領収書は5年間大切に保管してください(税務署から後日提示を求められることがあります)。
- □ 1年間に支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除 を受けることができます(医療費控除は支払った医療費が戻ってくるものではありません)。
- □ 医療費控除の計算式

(支払った医療費 - 保険金等で補てんされる金額) - 10万円又は総所得金額等×5%のいずれか少ない金額



- (1) 申告される方(医療費控除を受ける方)の住所・氏名を記入
- ② 「医療費のお知らせ」(又は医療保険者が発行する「医療費通知」)があればこの欄に記入
 - (1)「医療費のお知らせ」に記載された医療費の額の合計額を記入
 - (2)「医療費のお知らせ」に記載された窓口負担額で<u>令和5年1月から**1年間**に支払った金額</u>を記入
 - (3) 上記(2)のうち、生命保険や高額療養費等で補てんされた金額を記入
- (3)「医療費のお知らせ」に記載されたもの以外でかかった医療費があれば記入
- ※この欄は、「医療を受けた人」・「かかった病院、薬局」ごとに計算し記入してください。
- (4) それぞれの合計額を記入
 - ※「医療費控除の明細書」の下部に「3 控除額の計算」欄がありますが、記入方法が分から ない場合は空欄でも構いません。
- ☆「医療費控除の明細書」 の様式はこちら



URL:

https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0032340/index.html

申告に必要な持ち物チェックリスト

■申告受付時に必要なもの

- □ 申告者本人の個人番号(マイナンバー)と本人確認ができる書類
- □ 所得税の還付申告は金融機関名、支店名、預金の種類、□座番号が分かるもの(本人□座のみ)

■所得控除に関するもの

- □ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額が分かるもの ※市役所で申告する場合は証明書不要(他市町村に納付したものは証明書が必要)
- □ 各種控除証明書(国民年金保険料、生命保険、介護医療保険、個人年金、 地震保険、寄附金等)
- □ 医療費控除の明細書(セルフメディケーション税制を含む)、領収書、医療費通知等
 - ※「医療費控除の明細書」は事前に作成してください。
 - ※医療費の領収書は、5年間大切に保管してください。
- □ 住宅借入金等特別控除を受ける場合は、住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る 借入金の年末残高証明書
 - ※初年度の方(令和5年中に建築した方)は税務署で申告してください。
- □ 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

■収入に関するもの

- ●給与収入がある方 □ 源泉徴収票(所得税が引かれていない方は給与明細書でも可)
- ●事業収入(農業・漁業・営業・不動産等)がある方
 - □ 収入・経費内訳書 □ 収入及び経費に関する資料
- ●年金収入がある方 □ 日本年金機構等が発行する源泉徴収票
- ●保険金収入がある方 □ 生命保険会社等が発行する支払証明書等
- ●その他 収入や経費等の金額が分かるもの

事業所得を申告される方へ

■事業所得(農業・漁業・営業・不動産等)として申告するためには <u>帳簿書類の作成・保存が必要です。</u>帳簿書類の作成・保存があれば、原則として事業所得で申告 することができますが、帳簿書類の作成・保存がない場合は、雑所得として申告していただきま

す。その他にも、営利性が認められなかったり、継続性がないと判断した場合は、雑所得として申告していただく場合があります。

事業所得を申告される方は、事前に収支を収入・経費内訳書や決算書にまとめ、経費の領収書と 一緒に申告会場へお持ちください。

また、経費については適宜領収書を確認させていただく場合があります。

■帳簿書類の保存期間(白色申告)

	保存期間	
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
収得	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
音規	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書等の書類	5年

※税務署から提示を求められる場合があります。書類や帳簿は大切に保管してください。

お問い合わせ先

申告についてご不明な点がございましたら以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

税務課 市民税係	上浦振興局	☎ 32-3111	直川振興局	☎ 58−2111
2 0972-22-3115	弥生振興局	☎ 46−1111	鶴見振興局	☎ 33-1111
又は 22-4501	本匠振興局	☎ 56-5111	米水津振興局	☎ 35-6111
	宇目振興局	☎ 52−1111	蒲江振興局	3 42-1111